

# オンデマンド交通社会実験の 試験運行について



# オンデマンド交通社会実験（エリア①東区）の試験運行について

## 1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア①・東区については、令和4年度第4回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和4年11月24日より運行を開始しており、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、引き続き、地域、交通事業者及び市がそれぞれ主体的な取組みを進めていくため、試験運行期間の延長について本会議に諮るもの。

## 2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、(株)第一交通 ※(株)第一交通が運行

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域

東区エリア（三苫校区：三苫1～8丁目、大字三苫

美和台校区：美和台1～7丁目、美和台新町、和白丘1～4丁目

和白東校区：和白東1～5丁目、高美台1～4丁目、大字上和白

和白校区：和白2～6丁目、塩浜1～3、奈多1丁目

新宮町美咲2丁目、新宮町夜臼1～6丁目、新宮町原上一部）

(4) 運行の区域

東区エリア（営業の区域と同じ）



## (5) 運行形態

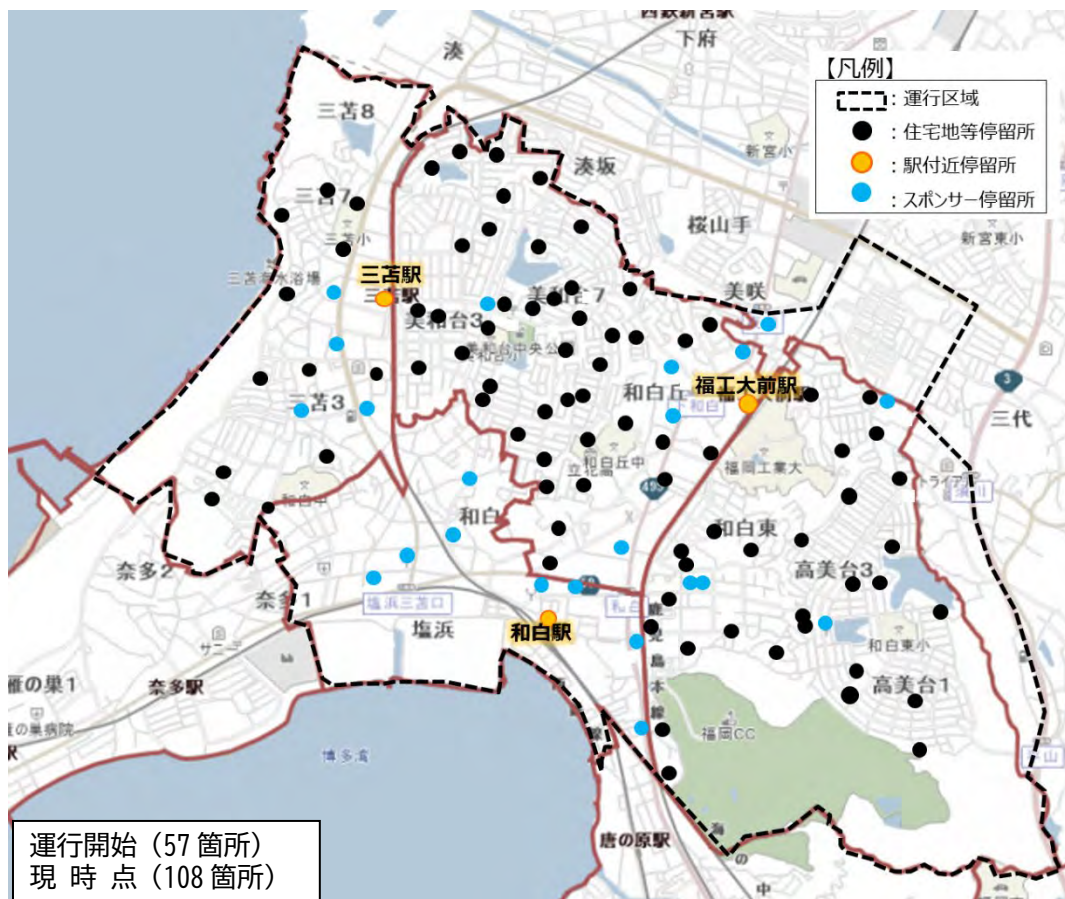
予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

## (6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

## (7) ミーティングポイント（停留所）

東区エリア（ミーティングポイント:108箇所(R7.5.1時点)）



※ミーティングポイント(停留所)については、協議により一部変更となる可能性がある  
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



## (8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示



## (9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

## (10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付

電話予約受付：8:00～17:30

インターネット予約受付：24時間

予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで

（インターネット予約イメージ）



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、

「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

※1 対象エリア「エリア①」を選択すると、

対象の停留所が「乗降場所」と「降車場所」に表示される  
（エリアを跨いでの移動は不可。）

(11) 運賃 ※今回変更箇所

| 種類   |                         | 額および適用方法              |
|------|-------------------------|-----------------------|
| 運賃   | 大人<br>12 歳以上（中学生以上）     | 300 円                 |
|      | 小児<br>6 歳以上 12 歳未満（小学生） | 150 円                 |
|      | 幼児（未就学児）<br>1 歳以上 6 歳未満 | 無料<br>単独乗車は不可         |
|      | 障がい者<br>介護者（障がい者の付き添い）  | 150 円<br>150 円        |
|      | 現金                      | 乗車時                   |
| 決済手段 | 交通系 IC カード（電子マネー）・iD    | 乗車時                   |
|      | <del>クレジットカード</del>     | <del>インターネット予約時</del> |

※ R5n 高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」（紙券）が選択可

(12) 割引等

| 割引の種類      | 概要                          | 対象                       | 割引額               | 適用時期                     |
|------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|
| 初回利用<br>特典 | 会員登録時に<br>1回、無料乗車券を発行       | 令和4年12月31日ま<br>でに会員登録した方 | 2乗車分<br>(600円分相当) | サービス開始時から<br>令和5年3月31日まで |
| 多頻度割引      | ポイントカードを発行<br>10回利用する毎に1回無料 | 会員登録している方                | 1乗車分<br>(300円分相当) | 令和7年1月31日から開始            |

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で年度毎に締結する協定書に基づき市が負担（上限あり）

(14) 運行期間 ※今回変更箇所

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 旧（現行） | 令和4年11月24日から 令和7年11月23日まで        |
| 新（変更） | 令和4年11月24日から <b>令和8年3月31日</b> まで |

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア①(美和台・和白東・三苦校区)におけるオンデマンド交通社会実験運行協議会」にて、今回の運行計画案について合意

### 3. 議決事項

オンデマンド交通社会実験（エリア①・東区）について、上記、運行計画案に基づき、試験運行を令和8年3月31日まで延長・実施するもの。

なお、現在、道路運送法第21条の許可を受け試験運行を実施しているが、3年を経過することから、令和7年11月24日からの同法第4条の許可申請を行うもの。

**参考：**

**【交通事業者】**

・(株)アイシン、第一交通産業(株)、(株)第一交通 ※(株)第一交通が運行

**【届出内容】**

①運行の態様：区域運行

②区 域 設 定：三苫・美和台・和白東・和白校区

(三苫校区：三苫1～8丁目、大字三苫

美和台校区：美和台1～7丁目、美和台新町、和白丘1～4丁目

和白東校区：和白東1～5丁目、高美台1～4丁目、大字上和白

和白校区：和白2～6丁目、塩浜1～3、奈多1丁目

新宮町美咲2丁目、新宮町夜臼1～6丁目、新宮町原上一部)

③運 賃 申 請：届出運賃

④使 用 車 両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）を使用

⑤車 両 数：常用1台

⑥車 両 併 用：一般タクシーと併用

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】①運行の態様、②区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。

【議決が必要な項目】③運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】④使用車両（使用する車両の弾力化）

→協議を調えることにより、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】⑤最低車両数（最低車両数の弾力化）

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用3両＋予備1両）が緩和。

【議決が必要な項目】⑥車両併用（車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例）

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用（事業者のタクシーを使用し、一般タクシーと併用）することが可能。



# オンデマンド交通社会実験（エリア②）の試験運行について

## 1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア②・南区については、令和4年度第5回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和5年1月31日より運行を開始しており、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、引き続き、地域、交通事業者及び市がそれぞれ主体的な取組みを進めていくため、試験運行期間の延長について本会議に諮るもの。

## 2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域 南区エリア

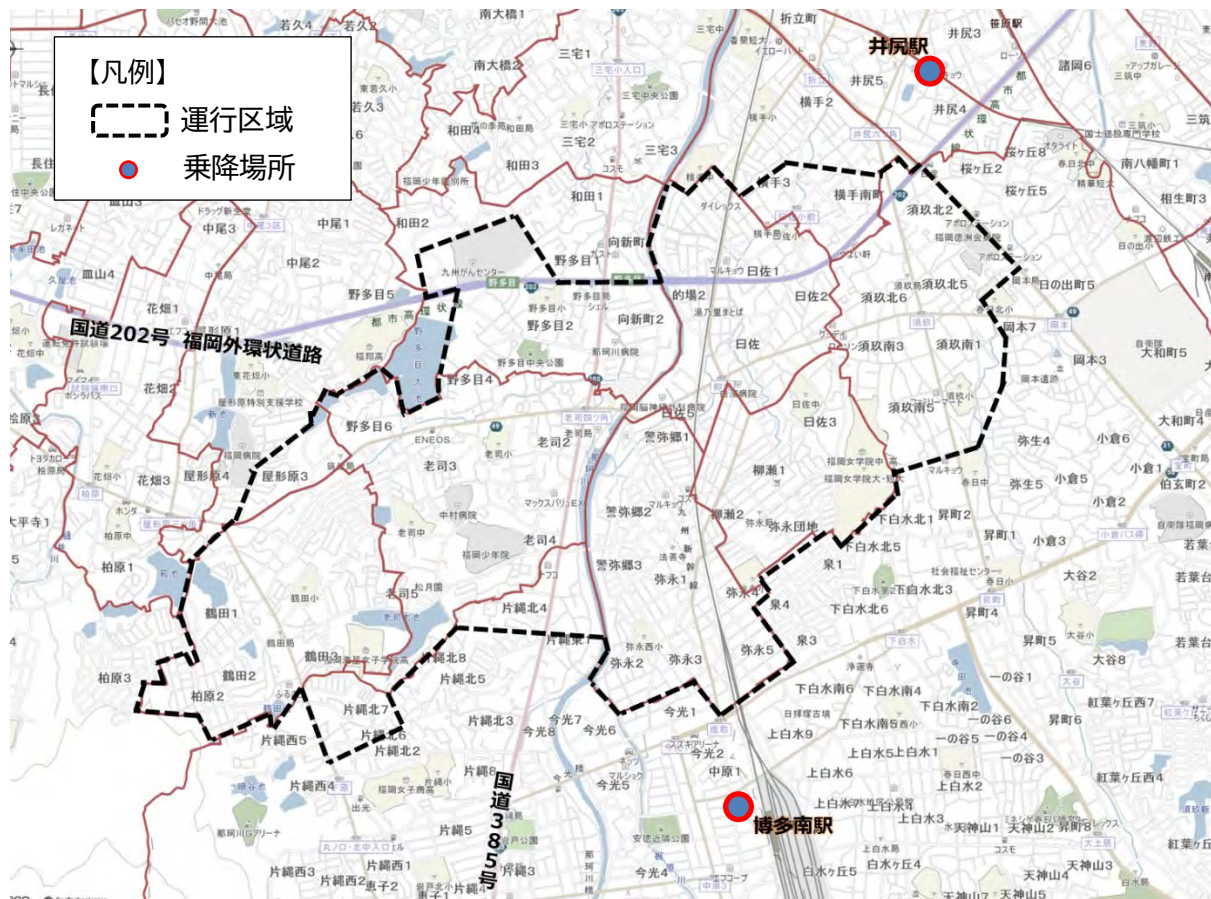
老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区

(老司1～5丁目、野多目4・6丁目、鶴田1～4丁目、柏原1～2丁目、  
警弥郷1～3丁目、弥永1～5丁目、日佐1～5丁目、柳瀬1～2丁目、  
弥永団地、的場1～2丁目、横手3丁目)

その他

(野多目2～4丁目、横手南町、屋形原3丁目、向新町2丁目、  
那珂川市片縄北4・6～7丁目、片縄東1丁目、  
春日市須玖北1～9丁目、春日市須玖南1～7丁目)

(4) 運行の区域



## (5)運行形態

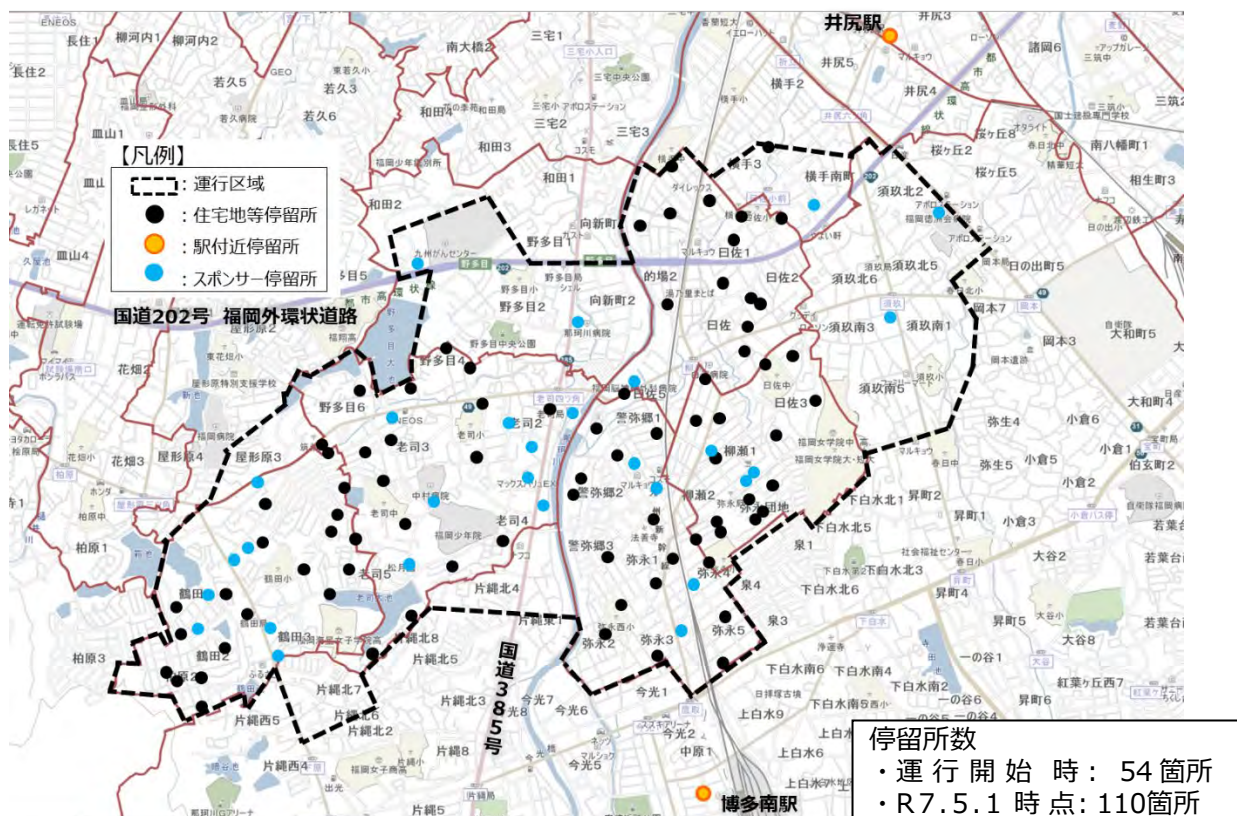
予約のあるミーティングポイント・乗降場所（停留所）間を効率的に運行

## (6)運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

## (7)ミーティングポイント（停留所）

○南区エリア（ミーティングポイント：110箇所(R7.5.1時点)）



※ミーティングポイント(停留所)については、協議により一部変更となる可能性がある  
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



○南区エリア外（乗降場所：2か所）

（井尻駅付近）



（博多南駅付近）



○利用種別

- ・南区エリア ⇔ 南区エリア : 利用可 (○)
- ・南区エリア ⇔ 南区エリア外 : 利用可 (○)
- ・南区エリア外 ⇔ 南区エリア外 : 利用不可 (×) ※井尻駅⇔博多南駅は利用不可

## (8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示



## (9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

※乗降場所（井尻駅付近・博多南駅付近）について、

8:00～9:00、17:00～18:00の時間帯は利用不可

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

## (10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話(専用コールセンター)若しくはインターネットで受付。

電話予約受付：8:00～17:30

インターネット予約受付：24時間

予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで

(インターネット予約イメージ)

乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、

「受付候補検索」をクリック

→ 希望時間前後の候補が数案提示される

※ 対象の停留所を入力すると、「乗降場所」と「降車場所」に表示される。

(エリアを跨いでの移動は不可。)

## (11) 運賃 ※今回変更箇所

| 種類   |                      | 額および適用方法      |                          |
|------|----------------------|---------------|--------------------------|
|      |                      | 南エリア内         | 南エリア内<br>～<br>井尻駅・博多南駅付近 |
| 運賃   | 大人<br>12歳以上(中学生以上)   | 300円          | 400円                     |
|      | 小児<br>6歳以上12歳未満(小学生) | 150円          | 200円                     |
|      | 幼児(未就学児)<br>1歳以上6歳未満 | 無料<br>単独乗車は不可 | 無料<br>単独乗車は不可            |
|      | 障がい者                 | 150円          | 200円                     |
|      | 介護者(障がい者の付き添い)       | 150円          | 200円                     |
| 決済手段 | 現金                   | 乗車時           | 乗車時                      |
|      | 交通系ICカード・iD          | 乗車時           | 乗車時                      |
|      | クレジットカード             | インターネット予約時    | インターネット予約時               |

※ R5n 高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」(紙券)が選択可

## (12) 割引等

| 割引の種類  | 概要                          | 対象                 | 割引額               | 適用時期                  |
|--------|-----------------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|
| 初回利用特典 | 会員登録時に1回、無料乗車券を発行           | 令和5年3月31日迄に会員登録した方 | 2乗車分<br>(600円分相当) | 開始時から令和5年5月31日迄まで ※終了 |
| 多頻度割引  | ポイントカードを発行<br>10回利用する毎に1回無料 | 会員登録している方          | 1乗車分<br>(300円分相当) | 令和7年1月から開始予定          |

※ その他、割引等の種類・対象・額・時期は、事業者にて関係者と協議の上、必要な手続きを行い実施、結果を本会議に報告する

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で年度毎に締結する協定書に基づき市が負担（上限あり）

(14) 運行期間 ※今回変更箇所

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 旧（現行） | 令和5年1月31日から令和8年1月30日まで          |
| 新（変更） | 令和5年1月31日から <b>令和8年3月31日</b> まで |

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア②（老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区）におけるオンデマンド交通社会実験運行協議会」にて、今回の運行計画案について合意

### 3. 議決事項

オンデマンド交通社会実験（エリア②南区）について、上記、運行計画案に基づき、試験運行を令和8年3月31日まで延長・実施するもの



# オンデマンド交通社会実験（エリア③中央区・城南区）の試験運行について（資料③）

## 1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア③中央区・城南区については、令和5年度第1回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和5年6月28日より運行を開始しており、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、引き続き、地域、交通事業者及び市がそれぞれ主体的な取組みを進めていくため、試験運行期間の延長について、本会議に諮るもの。

## 2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行

(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）

(3) 営業の区域 中央区・城南区エリア

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区

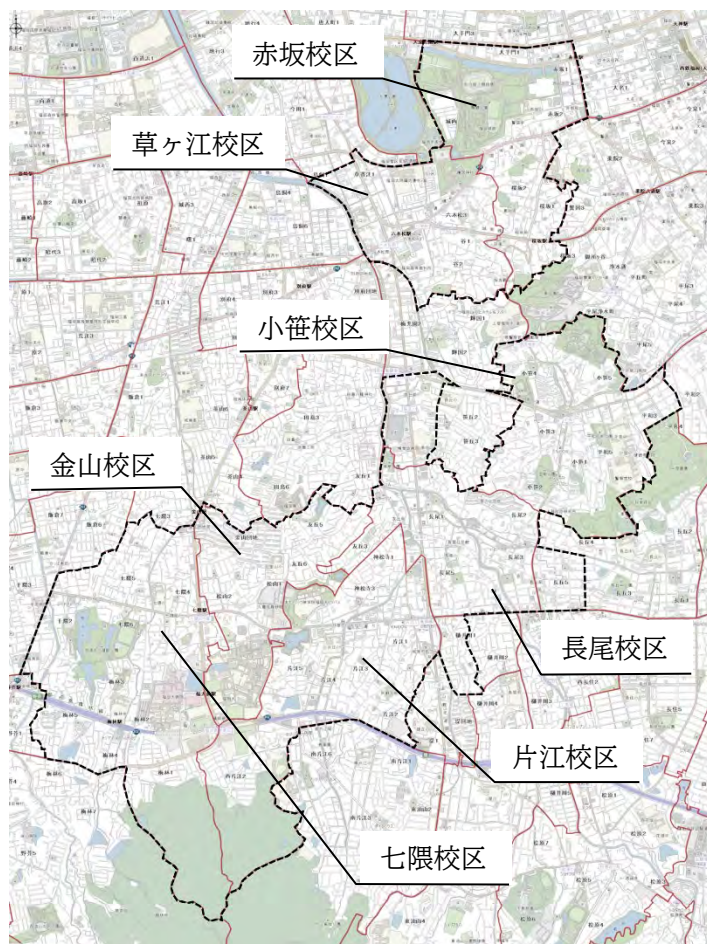
(中央区城内、赤坂 1～3 丁目、大手門 1 丁目、桜坂 1～3 丁目、草香江 1・2 丁目、谷 1・2 丁目、六本松 1～4 丁目、小笹 1～5 丁目、平和 3・5 丁目)

(城南区長尾 1～5 丁目、友丘 2・3、4～6 丁目、友泉亭、神松寺 1～3 丁目、西片江 1・2 丁目、片江 1～5 丁目、松山 1・2 丁目、金山団地、七隈 3～8 丁目、大字梅林、梅林 1～5 丁目、干隈 1・2 丁目)

その他(中央区笹丘1丁目、南公園、城南区樋井川1丁目、友丘1丁目、南区長丘5丁目)

(4) 運行の区域

中央区・城南区エリア（営業の区域と同じ）



【凡例】

〰 運行区域

## (5) 運行形態

予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

## (6) 運行経路

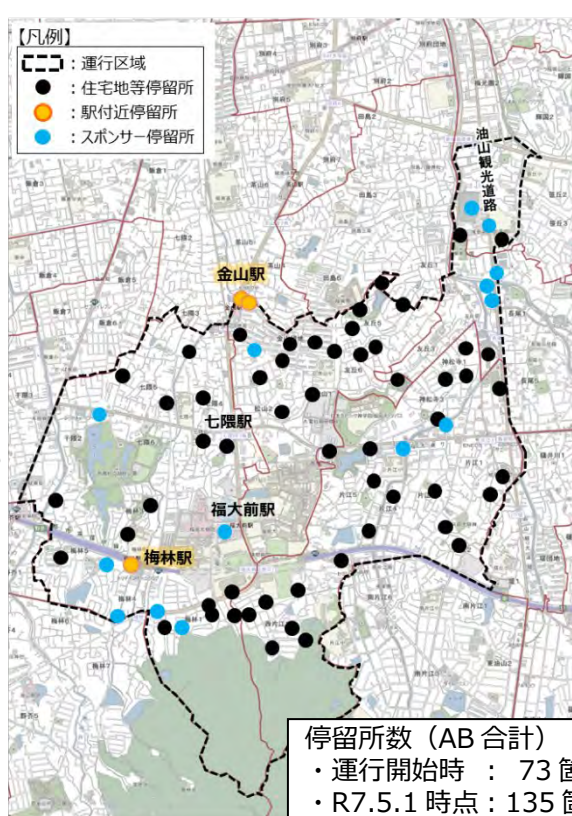
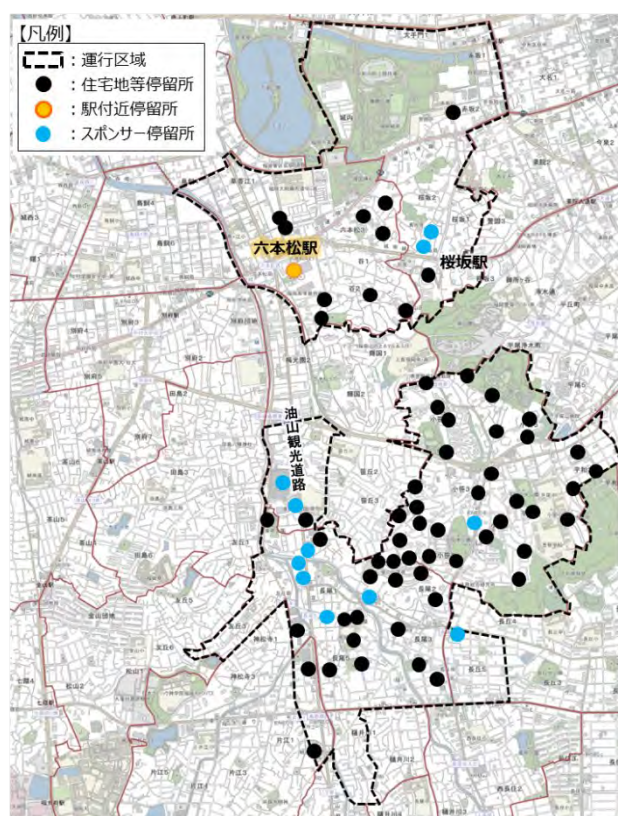
予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

## (7) ミーティングポイント〈停留所〉

中央区・城南区エリア(ミーティングポイント:135 箇所(R7.5.1 時点))【詳細別紙】

区域A（月・水・金曜日に運行）

区域B（火・木・土曜日に運行）



停留所数 (AB 合計)  
・運行開始時 : 73 箇所  
・R7.5.1 時点 : 135 箇所

※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。

設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)

(標示のイメージ)



参考：小笹公民館



## (8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示



## (9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～土曜日（運休：日曜日・祝日・12/29～1/3）

※区域A（月・水・金曜日に運行）、区域B（火・木・土曜日に運行）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

## (10) 乗車受付方法

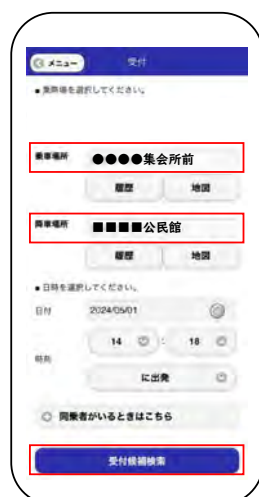
乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付。

電話予約受付：8:00～17:30（運行日）

インターネット予約受付：24時間

【予約可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで】

（インターネット予約イメージ）



乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、

「受付候補検索」をクリック

→ 希望時間前後の候補が数案提示される

※ 対象の停留所を入力すると、「乗降場所」と「降車場所」に表示される。

（エリアを跨いでの移動は不可。）

(11) 運賃 ※今回変更箇所

| 種類   |                         | 額および適用方法      |
|------|-------------------------|---------------|
| 運賃   | 大人<br>12 歳以上（中学生以上）     | 300 円         |
|      | 小児<br>6 歳以上 12 歳未満（小学生） | 150 円         |
|      | 幼児（未就学児）<br>1 歳以上 6 歳未満 | 無料<br>単独乗車は不可 |
|      | 障がい者                    | 150 円         |
|      | 介護者（障がい者の付き添い）          | 150 円         |
| 決済手段 | 現金                      | 乗車時           |
|      | 交通系 IC カード（電子マネー）・iD    | 乗車時           |
|      | クレジットカード                | インターネット予約時    |

※ R5n 高齢者乗車券・福祉乗車券から「チョイソコ乗車券」（紙券）が選択可

(12) 割引等

| 割引の種類  | 概要                              | 対象                          | 割引額               | 適用時期                     |
|--------|---------------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 初回利用特典 | 会員登録時に<br>1回、無料乗車券<br>を発行       | 令和5年7月31日<br>までに会員登録し<br>た方 | 2乗車分<br>(600円分相当) | サービス開始時から<br>令和5年9月30日まで |
| 多頻度割引  | ポイントカードを発行<br>10回利用する毎に1<br>回無料 | 会員登録している方                   | 1乗車分<br>(300円分相当) | 令和7年1月31日から開始            |

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、  
必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で締結する協定書に  
基づき市が負担する（上限あり）

(14) 運行期間 ※今回変更箇所

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 旧（現行） | 令和5年6月28日 から 令和7年6月27日 まで |
| 新（変更） | 令和5年6月28日 から 令和8年3月31日 まで |

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア③（赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七  
隈校区）におけるオンデマンド交通社会実験運行協議会」にて、今回の運行計画案について、  
合意が図られている。

### 3. 議決事項

オンデマンド交通社会実験（エリア③・中央区・城南区）について、上記、運行計画案に基づ  
き、試験運行を令和8年3月31日まで延長・実施するもの。